

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第 65 号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

食品衛生責任者（飲食店営業、菓子製造業等において置くこととしている食品衛生に関する責任者をいう。）には、本市が実施する講習会を受講させていますが、当該講習会は民間事業者において実施することが可能であり、本市において実施する必要性が低下したため、当該講習会の実施主体を変更することとしました。

この条例は、平成24年10月1日から施行することとしました。

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 65 号

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を次のように改正する。

別表食品衛生責任者の項第1号中「本市が行う」を「市長が指定する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例別表食品衛生責任者の項第1号に規定する本市が行う講習会を受講した者は、この条例による改正後の京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例別表食品衛生責任者の項第1号に規定する市長が指定する講習会を受講したものとみなす。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)